

静岡県告示第209号

林業関係事業補助金交付要綱（昭和55年静岡県告示第16号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月28日

静岡県知事 川勝平太

別表28の項中「森林・林業イノベーション推進事業」を「FAOIプロジェクト推進事業」に、「3の事業」を「3及び4の事業」に、

「 3 デジタル技術現場実装 」	2 事業費の2分の1以内とし、15万円を限度とする。	を	「 3 デジタル技術現場実装 4 再造林獣害対策低コスト化促進（他の県費補助金の助成を受けた機械等の導入に係る事業を除く。） 」	2 事業費の2分の1以内とし、15万円を限度とする。 3 事業費の2分の1以内とし、整備面積1ヘクタール当たり50万円を限度とする。	に
------------------------	----------------------------	---	---	---	---

改め、同表29の項中「森林認証材供給基盤整備事業」を「県産材安定供給生産基盤整備事業」に、「育成経営体」を「及び育成経営体」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行し、令和5年度分の補助金から適用する。